

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
評議員選任・解任委員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、この法人の評議員の選任及び解任を行う。

(委員会の構成等)

第3条 委員会の評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）は、監事2名、職員1名、外部委員2名の合計5名とし、理事会が選任する。

2 外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

（1）本会又は関係団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

（2）前号に該当する者の配偶者又は三親等以内の親族

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。

(委員の解任)

第5条 委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第6条 委員の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(招集)

第7条 委員会の招集は、理事会において決定し、会長が行う。

(招集通知)

第8条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく委員会を開催することができる。

(議長)

第9条 委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。

(評議員の選任)

第10条 評議員の選任は、次の各号の手続を経て行うものとする。

(1) 理事会は、評議員候補者を委員会に推薦する。

(2) 理事会は、委員会に当該候補者の経歴、当該候補者を候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び役員等との関係、当該候補者の兼職状況、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員の選任に関する決議を行う。

(評議員の解任)

第11条 評議員の解任は、次の各号の手続きを経て行うものとする。

(1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。

(2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。

(3) 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第12条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第13条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が署名又は記名押印し、これを理事会に提出しなければならない。

2 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(1) 委員会が開催された日時及び場所

(2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 委員会に出席した委員の氏名

(4) 委員会の議長の氏名

3 議事録は、委員会の日から10年間主たる事務所に備え置かななければならない。

(事務局)

第14条 委員会の庶務的事項は本会の事務局において行う。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月18日から施行する。